

平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、特定健診・特定保健指導の実施が横河電機健康保険組合にも義務付けられました。

これにより、当健康保険組合では、人間ドックについては特定健診を兼ねて実施することとし、問診のデータを含む特定健診結果データについても、健保組合で管理していくことになりました。

こうした法律改正に円滑に対応するために、平成21年度も今年度と同様に、人間ドックの受付業務および特定健診データのとりまとめ等を、(財)日本健康文化振興会に業務委託して実施します。

なお、今年度との変更点、及び予約申込期間、受診期間につきましては、下記の通りとなりますのでご注意願います。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 平成21年度からの変更点

- 医療機関に受診の予約が直接出来ます。(但し、健診実施医療機関名簿に電話番号が記載されている医療機関に限ります。)
  - ※直接予約をする際には、必ず医療機関に下記内容を伝えてください。
    - ①日本健康文化振興会契約の人間ドック申込であること。
    - ②横河電機健康保険組合の加入者であること。
- 受診できる医療機関は、健康保険組合ホームページに掲載の「健診実施医療機関名簿」で確認ができます。
  - ※平成21年度版は4月下旬頃掲載致します。掲載されるまでは、今年度版をご参考ください。
- オプション検査(脳ドック、胸部ヘリカルCT)補助金の申請は、一旦医療機関で全額支払った領収書のコピーとオプション検査補助金申請書を日本健康文化振興会へ提出することにより行ってください。

## 平成21年度の予約申込期間及び受診期間

### 契約医療機関(横河電機診療センター以外)

申込期間 平成21年4月1日(水)～平成21年12月25日(金)

受診期間 平成21年5月1日(金)～平成22年2月27日(土)

### 横河電機診療センター

申込期間 平成21年3月2日(月)～平成22年2月26日(金)

受診期間 平成21年4月1日(水)～平成22年3月31日(水)

\*4月の受診を希望する方は横河電機診療センター(0422-52-5522)へ直接ご予約ください。

## 受診申込み方法

- 「ドック案内申請書」(健保ホームページ掲載)に必要な事項を記入し日本健康文化振興会にFAX又は郵送で健診案内文書・払込取扱票(兼:利用申込書)を請求する。(お届けには10日程かかります。)
- 健診案内文書・払込取扱票(兼:利用申込書)を受け取る。
- 健保ホームページで健診実施医療機関名簿を確認し、希望医療機関を選ぶ。

### 【a-医療機関へ直接予約する場合】

※医療機関名簿に電話番号が記載されている医療機関に限ります。  
 ※必ず「日本健康文化振興会契約のドック申込で、横河健保の加入者であること」を伝えてください。

受診希望日1ヶ月以上前に直接予約(オプション検査希望の場合も同時に予約)する。払込取扱票(兼:利用申込書)に医療機関名、コードNo、希望日(予約済受診日)、予約済希望オプション、氏名等必要事項をすべて記入し、予約済であることを明記して受診予約日1ヶ月以上前に個人負担金を振込む。

### 【b-日本健康文化振興会を通して予約する場合】

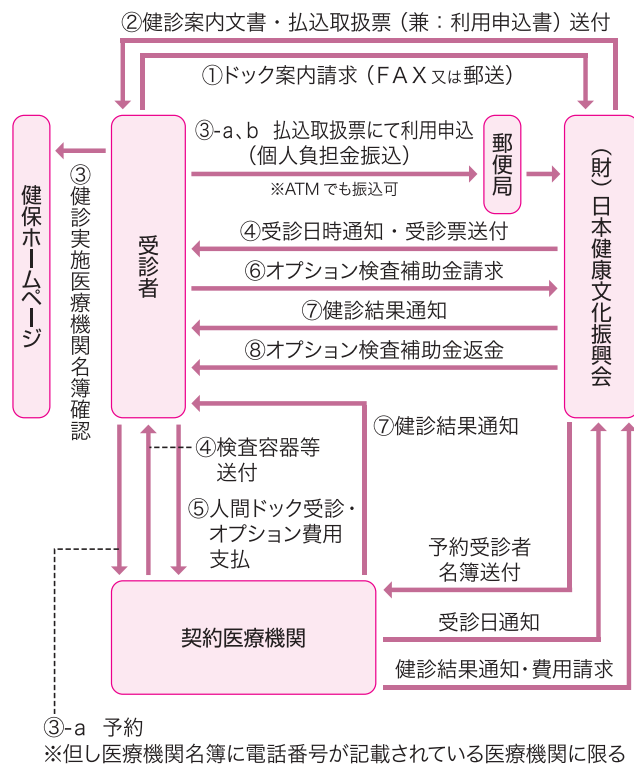
払込取扱票(兼:利用申込書)に医療機関名、コードNo、希望日(第2希望まで)、希望オプション、氏名等必要事項をすべて記入し、受診希望日1ヶ月以上前に個人負担金を振込む。

### ⇒ 利用申込完了

※利用申込完了後のキャンセルは手数料として500円がかかります

**重要** 希望医療機関へ直接予約されても日本健康文化振興会への申込み(振込み)が確認されなければ健保の補助は受けられませんのでご注意ください。

- ④受診日時通知・人間ドック受診票等を日本健康文化振興会より受け取る。検査容器等を受診医療機関より受け取る。
- ⑤人間ドック受診。オプション検査を受診の場合は医療機関で一旦オプション費用全額(申込み時に料金確認のこと)を支払い、領収書(オプション内容が明記されたもの)を受け取る。
- ⑥「オプション検査領収書のコピー」と「オプション検査補助金申請書」を日本健康文化振興会へ郵送(返信用封筒あり)してオプション検査補助金の請求をする。
- ⑦受診日の3～4週間後に健診結果を受け取る。
- ⑧オプション検査補助金の返金(郵便為替)を受け取る。(お手元に郵便為替が届くまで多少時間がかかります。)



③-a 予約  
 ※但し医療機関名簿に電話番号が記載されている医療機関に限る

## 注意事項

- 被扶養者と任意継続被保険者の方は、特定健診・主婦健診との重複受診は出来ません。
- (財)日本健康文化振興会に事前の申込み(振込み)手続きなく受診された場合や、健診実施医療機関名簿に記載のない医療機関で受診された場合は費用補助が出来ません。